

放課後児童支援員認定資格研修

— 科目3—

子ども家庭福祉施策と 放課後児童クラブ

映像教材の説明文書

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

- ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2 子どもを理解するための基礎知識

- ④子どもの発達理解
- ⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥障害のある子どもの理解
- ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解

3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨子どもの遊びの理解と支援
- ⑩障害のある子どもの育成支援

4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫学校・地域との連携

5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬子どもの生活面における対応
- ⑭安全対策・緊急時対応

6 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業

★☆☆☆☆☆☆ 映像教材の活用方法 ★☆☆☆☆☆☆

本映像教材は、厚生労働省「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における放課後児童支援員等研修事業実施要綱「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に沿って作成したものです。

放課後児童クラブ運営指針および放課後児童クラブ運営指針解説書に準拠して作成していますので、放課後児童支援員認定資格研修において、講師や実施主体等が活用することができます。以下に活用方法と留意点を示します。

★☆☆☆☆☆☆ 科目の担当講師による活用例 ★☆☆☆☆☆☆

○講義組立のための参考資料として

新たに講義を担当される講師に、研修内容を理解していただくための参考としていただけます。その際には、この説明文書にある「講義の際の参考情報と、本教材の使用箇所・内容について」を参照していただくことをお勧めします。

○講義中で部分的に投影する

映像教材は、各科目で重要とされている内容を整理して、項目ごとに作成しています。そのため、部分的な使用が可能です。

活用方法として、それぞれ項目について話をする際に、まず、映像教材の該当する項目(チャプター)を投影したうえで、講師が具体的な事例をあげながら説明することもできますし、講師がその項目全体を説明をした上で、項目ごとのまとめとして、映像教材を見て、ふりかえりをしてもらうような活用方法もあります。

また、さまざまなデータや制度等の紹介場面を活用し、それ以外の部分については、地域の実情に応じた講義をすることなども考えられます。

なお、データは徐々に古くなることや制度上にもさまざまな変更があると考えられるため、講義の中で最新情報を補ったり、資料を配付することや、プレゼンテーションソフトなどを活用して音声を入れて差し換え用の画像を作成し、映像教材と組み合わせて活用することも可能です。

○他の科目の映像教材を活用する

放課後児童支援員認定資格研修では、科目間で講義内容が重複する部分を調整することが望まれます。その結果、他の科目で収録されている映像教材を活用することも可能です。

★☆☆☆☆☆ 研修実施方法別の活用法、留意点 ★☆☆☆☆☆

○集合研修時の活用

受講者数に応じた会場を用意し、講師と協力して、映像教材を投影して、研修を実施することが可能です。講師のプレゼンテーションソフトに取り込むことも有効です。

○サテライト開催での活用

サテライト開催の場合は、基本的に中央会場での講義並びに映像教材視聴をライブ配信により、映像を投影して実施します。サテライト側においても、本人確認や受講確認を行います。

☆☆☆☆☆ 受講者からの質問への対応について ★☆☆☆☆

講師は、映像教材を使用する場合は、必ず事前に収録されている内容を確認していただき、質問への対応ができるようにしてください。

なお、それぞれの項目ごとに、参考文献を掲載していますので、合わせて確認されることをお勧めします。

★☆☆☆☆☆☆ 資料や教材について ★☆☆☆☆☆☆

別DVDに収録しているスライド資料を活用することも可能です。必要箇所のみを印刷し、配付することもできます。

都道府県等認定資格研修ガイドラインで示している通り、放課後児童支援員認定資格研修では、放課後児童クラブ運営指針ならびに放課後児童クラブ運営指針解説書を使用する必要がありますので、該当箇所を示すことも有効です。

★☆☆☆☆☆☆ そのほかの活用例 ★☆☆☆☆☆☆

放課後児童支援員や放課後児童クラブの運営主体等において、復習や研修内容の共有のために、この映像教材を活用いただくことが可能です。その際には、厚生労働省YouTubeチャンネル(巻末参照)からご覧ください。

本科目のシラバス

(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知より)

<項目名>

- 1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

<科目名>

- 1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ (90分)

<ねらい>

- 子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。
- 放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。
- 放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。

<ポイント>

- 主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。

<主な内容>

- 子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要
 - ・子ども家庭福祉施策の体系と内容
 - ・子ども・子育て支援新制度の内容
- 障害児福祉施策の概要
 - ・今日の障害児福祉施策の内容
 - ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連
- 児童虐待防止等の施策の概要
 - ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容
 - ・社会的養護に関する施策の概要
- 放課後児童クラブと関連する放課後関係施策
 - ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連
 - ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)の内容

<講師要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員

本教材のもくじ

※DVDのチャプターと対応しております

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の
制度改正の経緯を知る
2. 子ども・子育て支援新制度について
3. 新・放課後子ども総合プランについて
4. 放課後児童クラブの関連施策について

講義の際の参考情報と、 本映像教材の使用箇所・内容について

都道府県等認定資格研修ガイドラインにおけるシラバスに示されている講義内容の例示をしています。シラバスで示されている講義の柱を「主な内容」とし、それぞれの講義で活用が想定される映像教材を囲みで記載しています。

(凡例) ○ = シラバスで示している内容

◆ = 講義の際に活用できる参考情報

解説書 = 厚生労働省編(2021)「改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書」フレーベル館

導入 ～ 主な内容①子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要

○ねらいと主な内容の確認

○子ども家庭福祉施策の体系と内容

○子ども・子育て支援新制度の内容

- ◆ 子ども・子育て支援法第1条、第2条の内容を説明する。
- ◆ 子ども・子育て支援新制度の全体像を示す。

【教材】項目1:放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の制度改正の経緯を知る

収録時間:約7分

収録内容:

○放課後児童クラブの制度の経緯

○子ども・子育て支援新制度施行にあわせての制度改正の経緯、内容について

【教材】項目2:子ども・子育て支援新制度について

収録時間:約9分

収録内容:

○子ども・子育て支援新制度の概要説明

主な内容②障害児福祉施策の概要

○今日の障害児福祉施策の内容

○放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連

◆障害者総合支援法の内容について説明する。

◆これまでの障害児福祉施策の歴史的経緯をスライドで提示する。特に、施設中心施策から地域生活支援への変化について、説明を行う。

◆放課後等デイサービスと保育所等訪問支援と放課後児童クラブとの関係について内容を詳しく説明する。なお、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援については、主な内容④でも触れる。

主な内容③児童虐待防止等の施策の概要

○児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容

○社会的養護に関する施策の概要

◆児童虐待の防止等に関する法律第2条に基づいて、「児童虐待」の4つの定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)について説明する。

◆児童虐待の防止に向けて、「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・自立の支援」の3つの観点について該当する事業等を提示する。

◆通告義務について内容を説明する。その際、放課後児童支援員は個人ではなく組織として動くことを伝える。

主な内容④放課後児童クラブと関連する放課後関係施策

○放課後児童クラブと放課後関係施策との関連

○放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)の内容

◆放課後児童クラブと関連する施策として、放課後子供教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業、ファミリーサポートセンターについて説明する。

◆児童館で放課後児童クラブを運営する場合について、「児童館ガイドライン」(厚生労働省・平成30年)の概要を説明する。

【教材】項目3:新・放課後子ども総合プランについて

収録時間:約6分

収録内容:

○新・放課後子ども総合プランの策定経緯

○新・放課後子ども総合プランの内容

【教材】項目4:放課後児童クラブの関連施策について

収録時間:約7分

収録内容:

○児童厚生施設(児童館)、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業について

まとめ

◆講義のまとめと振り返りをすることも有効である。

<教材使用時の留意事項>

この教材で示しているデータは、可能な限り、作成時における最新情報を使用しています。今後、受講生には適宜、最新データに基づく情報を提供することが必要になります。教材のなかで「出典」「参考資料」を示していますので、確認することをお勧めします。

参考サイト:

政府統計の総合窓口 e-Stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 放課後児童健全育成事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体は、このDVDに格納しているデータを講師に提供することが可能です。受領した講師は、放課後児童支援員認定資格研修を実施するにあたって、使用することが可能です。部分的に使用することは可能ですが、内容の改変はご遠慮ください。

<厚生労働省YouTubeチャンネル>

放課後児童支援員認定資格研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/v_houkago.html

★本映像教材は、厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の成果を活用して、作成しました。

監修委員 (五十音順) ○は本科目担当者

- 植木 信一 新潟県立大学 教授
- 上村 康子 大阪教育福祉専門学校 特別任用非常勤講師
- 尾木 まり 子どもの領域研究所 所長
- 高橋 貴志 白百合女子大学 教授
- 中川 一良 社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長
- 野中 賢治 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
- 水野かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事